

SEINENHORITSUKA

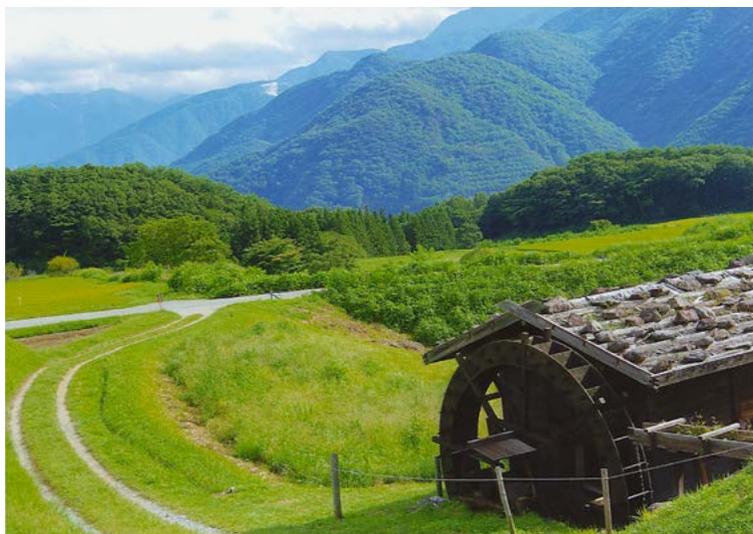
青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°619
2022.9.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 統一協会問題について..... 中村周而
- 東京地裁商事部はなぜ東電役員の責任を認めたのか..... 海渡雄一
- 生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟(通称:はっさく訴訟)
勝訴判決について..... 木下浩一
- 入管法改悪の阻止に向けて—入管法改悪をめぐる市民運動..... 高橋 済
- 技能実習制度の廃止に向けて—入管法をめぐるもう一つの課題..... 大坂恭子
- 【シリーズ全国リレー・三重支部】
核兵器禁止条約第一回締約国会議の成果と今後の課題..... 森 一恵



山梨・笛吹

統一協会問題について

新潟 中村 周而

◆はじめに

世界平和統一家庭連合(略称は家庭連合、旧称は世界基督教統一神霊協会、以下「統一協会」という)をめぐる様々な問題が連日のようにマスコミで取り上げられている。統一協会の霊感商法や正体を隠した違法勧誘の問題は、一九八七(昭和六二)年頃から大きな社会問題となり、一九九二年には合同結婚式やマインドコントロールの問題が連日のように報道されていた。

今回はそれにとどまらず宗教二世の救済をめぐる問題、統一協会から家庭連合に名称変更した経緯をめぐる問題、統一協会やフロント団体と政治家の結びつきや選挙協力の問題がクローズアップ

されている。しかも、統一協会やそのフロント団体は中央だけでなく地方でも暗躍している。私の住む新潟では、昨年从今年にかけてフロント団体である「郷土を元気にする会」や「平和大使協議会」が地方自治体や新聞社の後援を取り付けてイベントを行っていたことが明らかになっており、新潟県選出の現在の自民党の国会議員七人中、六人が統一協会やフロント団体と関係を持っていたことが報じられている。

政府は、八月一八日に統一協会問題に対応する関係省庁連絡会議を法務省で開き、議長の葉梨法相は、被害者からの相談に応じるため、九月初旬から一カ月間を「集中強化期間」として体制を整える方針を表明したと伝えられている。

霊感商法や献金被害の被害者救済は極めて重

要な課題だが、そもそも今回の統一協会問題について政府はどのような方針で臨むのか、腰を据えた姿勢が全く見えない。第二次岸田改造内閣の閣僚一九人中八人、副大臣・政務官は五四人中二三人に統一協会やフロント団体との関係があったことが報じられているが、統一協会と政治家との関係が「自ら点検し、厳正に見直す」ことで不問に付されるとすれば、そのような内閣が、霊感商法等の被害救済についてもどこまで真剣に対処するのかとても心配である。

◆被害回復の困難性

— マインド・コントロールと正体隠し

一九八七年から二〇二二(令和三)年までの三四

年間で全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）の弁護士や消費生活センターが受けた相談は三万四五三七件、被害総額は約二三七億円に上っているが、この数字は氷山の一角である。そもそも信者は統一協会から「サタンが入る」等といわれて統一協会に批判的な情報に接することを禁止されている。信者でなくても、統一協会による靈感商法や献金被害は、「先祖供養」等を口実に物品を購入したり献金をさせられるため、自分自身が被害者であることに気づかないでいる場合が少なくないからだ。

統一協会の勧誘だが、正体を隠して接近してきた統一協会の信者から街角でアンケートを求められ、これに応じたのがきっかけでビデオセンターに誘われ、一連の系統的な教化プログラムによって新しい価値観を植え付けられる。さらに、家族のもとを離れて教団のホームで暮らしたり、学校や勤務先をやめて教団に「献身」させられたり、勤労青年や主婦（一般の結婚後、統一教会に入った女性）となって違法な入教勧誘や靈感商法などの「実践活動」に日夜奔走させられ、合同結婚に参加させられたりしている。このような状況下では、自分が被害者であることに気づいていない場合が多い。マインド・コントロールの呪縛から逃れるためには家族や多くの関係者の説得や協力が必要であ

る。被害回復は決して容易ではなく、困難である。これまで全国各地で多くの被害者が統一協会等を相手に被害回復の交渉や損害賠償訴訟を行っている。新潟でも献金返還訴訟や合同結婚の相手方に対する婚姻無効確認訴訟を提起した。

また、新潟では、元信者五人（最終的に判決を受けたのは五人）が統一協会に対して正体を隠した違法な入教勧誘・教化による損害賠償訴訟を求めて裁判を提起し（新潟青春を返せ訴訟）、私も原告弁護団の一人として取り組み、新潟地裁、東京高裁、最高裁でそれぞれ三回にわたって元信者が勝訴した。裁判では、統一協会やフロント団体の組織実態や経済活動、個々の原告がどのような入教勧誘や教育システムを経て「実践活動」に奔走するようになったのかの主張立証をする必要があったため、長期間を要することになった。この裁判で、最初に三人の原告が新潟地裁に提訴したのは、一九八九年八月。新潟地裁で一回目の判決が出たのは二〇〇二年一〇月、最高裁で三回目の判決が出たのは、二〇〇七年三月であった。実に一七年余を費やしたことになる。

◆総合的なカルト対策を

今回の統一協会問題がマスコミで取り上げられ

るようになってから、新潟青春を返せ訴訟をはじめとする元原告や家族の皆さんと連絡を取りあったり、新たな献金被害者や統一協会二世の相談を受けるようになった。改めて実感したのは、マインド・コントロールを受けていたとはいえ、統一協会の違法活動に奔走し多くの被害者を作り出したという心の傷がまだ完全に治癒していないということである。

統一協会の靈感商法や正体を隠した違法勧誘の問題が大きな社会問題となってからすでに四〇年余が経過しているが、これを機会に反社会的な宗教的活動の規制や救済のあり方を早急に見直す必要がある。宗教法入法の改正もそうであるし、フランスをはじめ欧州各国でのカルト規制の取り組みを参考にして、国会内に特別委員会を設置するなどしてカルトに関する情報提供も含めた総合的なカルト対策を調査検討したり、カルト規制に向けての法整備を推進する必要はないだろうか。

東京地裁商事部は なぜ東電役員を認めたのか

東京 海渡 雄一
(東電株主代表訴訟弁護団)

■ 国そのものの崩壊に つながりかねない原発事故

去る七月二三日福島第一原発事故の直後から取り組んできました東電株主代表訴訟で原告勝訴の判決を勝ち取ることができました。この判決を言い渡した東京地裁商事部の朝倉佳秀裁判長は約四〇分間その要旨を読み上げ、法廷は喜びの拍手に包まれました。

判決は、役員四名が義務違反によって福島原発事故を発生させ、会社に与えた損害として、一三兆三二一〇億円の損害賠償を東京電力に支払うよう命ずるものでした。この事件は、株主が東電に代わって訴えていたもので、株主に賠償金が支払われるわけではありません。

判決は、まず、原発事故はコミュニティの崩壊さらには「国そのものの崩壊につながるかねない」とし、原発に高い安全性を求め、相応の信頼性のある科学的知見には速やかに対応する義務が役員にはあったとしました。

■ 推本長期評価には津波対策を 基礎づける信頼性がある

そして、政府の地震調査研究推進本部(推本)が二〇〇二年七月に示した、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで、過去四〇〇年間に三回大規模な

津波地震が発生し、このような津波地震が今後三〇年以内の発生確率が六%程度福島県沖でも発生し得ることを指摘した長期評価と津波堆積物調査に基づく貞観津波の波源モデルを示した佐竹論文の知見には津波対策の実施を基礎づける信頼性があったことを認めました。

特に長期評価については、わが国の有数の地震学者を集め、様々な意見が出されながら、最終的には異論なくまとめられた経過から、高い信用性を認めました。他方で、土木学会の二〇〇二年津波評価技術は波源を検討してまとめられたものではないと判断しました。

東電刑事裁判についての二〇一九年九月一九日付の東京地裁一審判決は、推本の長期評価には原子炉の停止を基礎づけるまでの信頼性はなかったとし、他の結果回避措置について判断しないまま、被告人らが無罪としたもので、正反対の判断がなされています。

福島原発事故について国の賠償責任があるかどうか争われ、去る六月一六日に言い渡された最高裁判決の多数意見は不思議なことにこの最重要争点について判断を避けています。合議がまとまらなかったのかもしれない。そして、判決の体裁で書かれた緻密な三浦少数意見では、本判決と同じように津波対策を基礎づける信頼性があったことを認めています。

■ 被告らの責任の根拠

そして、被告武藤が、二〇〇八年六月と七月津波対策の実施を進言した東電の土木グループの提案を退け、津波の評価を土木学会に依頼し（武藤決定）、その評価がまとまるまでの数年間の間、何の対策も講じなかった（本件不作為）ことについて、前者については対策の先送りの疑いはあるが、かろうじて合理性を肯定できるとしても、後者の不作為は原子炉が自然災害へ対応ができていない状態となることとなり、これを肯定する余地はないと断罪しました。

判決はその前提として、東電の土木グループは津波対策を講ずる方針を固め、社内に説明し、二〇〇八年二月の御前会議（原子力に関わる会社幹部が集まる重要会議）で社長にも方針を説明し、三月の耐震バックチェック中間報告時の質疑応答にまとめられたQAの中でも推本の長期評価に対応するための津波対策を講ずる方針が説明されていたことなどを認定し、武藤決定は土木グループの提案を覆したものであると認定しています。

そして、土木学会での検討には数年がかかり、その後防潮堤等の建設などに少なくとも数年かかる状況のもとでは、津波が襲来した場合には過酷事故に直結する可能性が高く、被害は甚大であることから、その対策は優先順位の高い、緊急の重

要案件、経営の根幹にも関わる問題であったとしています。そして、このように考えることが、事故後の「後知恵」であるというのであれば、「突き詰めれば、そのような津波は、防潮堤等の対策が完成するまでの間に、実際には来ないであろうという認識が、東京電力において一般的であったということになる」「本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならぬ、基本的ともいうべき、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではない」と断罪しています。

武黒被告も同年八月に被告武藤から同様の説明を聞いていたとして責任を認めました。そして、当時の社長清水、会長勝俣についても二〇〇九年二月の御前会議において大規模な津波を想定する見解が、相応の信頼性を有する者によって指摘されていることを認識できたから、津波対策について調査審議して適切な判断をすることができたとしてやはり善管注意義務を肯定しました。

そして、被告らが、とりえた津波対策としては、大規模な防潮壁にはある程度の時間がかかったと想定されますが、その対策が完成するまでの間も運転を継続するのであれば、主要建屋と重要機器室の水密化をはかるなどの津波への緊急対策を発想し、これを実施することは可能であり、事

故前に対策を完了することができた、そしてそのことは事故前に浜岡原発や東海第二原発に例が見られることを指摘しました（六月に言い渡され、国の責任を否定した最高裁多数意見は、この点を見落としています）。この判断は最高裁判決における三浦少数意見と軌を一にするものです。

東電福島第一原発事故を巡り、旧経営陣個人の責任を問う裁判は、元会長ら三人が強制起訴された刑事裁判（二〇一九年九月無罪判決があり、東京高裁にて審理中です）とこの株主代表訴訟だけです。

この訴訟は二〇二二年三月の提訴から一〇年、東京地裁で六二回の裁判が開かれました。朝倉佳秀裁判長らは昨年一〇月、原告側が長年求めてきた福島第一原発の現地視察を行い、現地の敷地の状況と水密化工事を実施すべきだった箇所を確認し、さらには原発周辺の帰還困難区域の状況を体感しました。今回の素晴らしい判決は積極的に審理に取り組んだ裁判所の確信に裏付けられていると感じています。

被告四名は控訴しました。役員になってから期間が短いとして、請求が棄却された小森氏については原告側が控訴し、事件の舞台は東京高裁に移ります。今後とも、本訴訟について関心をもって見守っていただきたいと思います。

生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟（通称…はっさく訴訟） 勝訴判決について

東京 木下 浩一

一 本件訴訟について

二〇二二年二月の衆議院議員総選挙に際し、当時下野していた自民党は生活保護に関し、「給付水準の原則一割カット」をマニフェストに明記し、選挙の結果、自民党が大勝をして政権を奪還、その後、二〇二三年から三回にわたり生活保護費の大幅引き下げを実施しました（以下「本件引下げ」といいます）。生活保護世帯の九六％にあたる二〇〇万人以上が対象となり、三年間で、一世帯あたり平均六・五％、最大一〇％もの生活扶助費が引き下げられ、もともと厳しい生活を送っていた生活保護受給者は、さらに追い詰められるに至っています。

本件訴訟は、東京都内に住む原告約三〇名が、本件引下げは違憲違法であるとして、各市区町

村に対して同減額処分の取り消しを求めるとともに、違法な生活保護基準を策定したこと自体の厚生労働大臣の過失を問い、国に対して国家賠償を求めるとしています（以下「本件訴訟」といいます）。

なお、本件訴訟のことを、通称「はっさく訴訟」と呼んでいます。これは、第一回目の引き下げが二〇一三年八月一日に行われたことから、旧暦の八月朔日にちなみ、同日を決して忘れないという意味で名づけられたものです。

二 本件判決の内容

二〇二三年六月二四日、東京地方裁判所民事五一部（清水知恵子裁判長）は、国賠請求は棄却したもの、本件引下げは厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱又は濫用するもので生活保護法に反する違法があると判断し、保護費の減額処分を取り

消す判決を言い渡しました（以下「本件判決」といいます）。

本件判決は、まず、改定前の生活扶助基準が最低限度の生活の需要を満たすに足りる程度を超えるものになっていたか否か及び改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かの二つが裁量判断の対象になりました。そして、厚生労働大臣の保護基準設定に関する裁量権が生活保護法八条二項の定める法定考慮事項により統制されるとの前提で、専門家の審議検討を経て行われてきた「経緯」を踏まえ、専門家の関与のあり方や専門的知見の収集の重要性を指摘しました。その上で、基準改定が基準部会等専門家による審議検討を経ないで行われた場合には、改定が専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行わ

れたものであることについて被告側で十分な説明をすることを要し、その説明の内容に基づき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無が審理判断されるべきであるとししました。

本件判決は、かかる判断枠組に従い、被告側が本引下げの理由の一つとした「デフレ調整」(物価の動向を勘案して行われた減額調整)について、専門家による審議検討を経ていないことを指摘し、被告側の説明を踏まえた上で、①デフレ調整の必要性についての判断は、食料費や光熱費等一般低所得世帯の家計に重要な費目の物価はむしろ上昇している等、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは、専門的知見との整合性を有しない、②従来の「水準均衡方式」の下で最低限度の生活を測定するための基礎とされてきた一般国民の消費実態に代えて物価の変化率による調整を行うとしたことについて、審議会等において示されてきた専門的知見との整合性を有しない、③デフレ調整の起点を平成二〇〇年(二〇〇八年)と設定したことの合理性に関する被告側の説明は、合理的根拠に基づくものとはいえず、結局のところ根拠不明、④減額率を定めるにあたって厚労省が独自に設定した「生活扶助相当CPI」の採用については、同CPIの下落の相当部分がテレビ等の価格下落の影響によるもので、テ

レビ等の支出額が一般世帯の三割未満にすぎない等生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加の有無・程度を正しく評価できない等と断じました。そして、減額率がこれまでの例に照らして突出したものであり、前述のとおり九六%もの保護受給世帯に広く不利益を生じさせ、生活扶助費が基礎的な生計に関わるものであることなどから引下げにより結果として保護受給世帯へ及ぼされる影響も重大であると言及し、結論として厚生労働大臣の判断過程には過誤・欠落があり、本件引下げ全体について裁量権の逸脱・濫用の違法があったと結論づけました。

三 本件判決の影響

本引下げについては、本件訴訟を含め、全国二九の地方裁判所に三〇の訴訟が提起され、合計約一〇〇〇名が保護変更決定処分の取り消し等を求めています。既になされた地方裁判所の判決は二〇二二年六月二四日時点で本件を含め二件であり、その内三件で原告の取消請求が認容されています。

当初は、二〇二二年二月二二日の大阪地方裁判所判決を除き、棄却判決が相次いでいました。言語道断であることに、棄却判決の一部は内容が酷似し、「NHK受診料」という誤字まで同じ「コピー判決」との疑惑から、司法の責任を放棄したも

のとの強い批判が噴出し、最高裁長官代理の行政局長が国会で「まさに国民の皆さまの疑念を生じさせる事態となったことについて、裁判所の信頼を揺るがしかねないものとして重く受け止める」と答弁するという異常な状況となりました。

しかし、その後、二〇二二年五月二五日の熊本地裁判決に続き、この東京地方裁判所判決でも原告の取消請求を認容する判決がなされ、初めての連勝となりました。潮目が変わったものと言つていいかもしれません。

四 本件訴訟の今後

本件引下げから、二〇二二年八月で丸九年となります。本件訴訟の原告の方々だけを見ても、高齢の原告団長は亡くなり、病気が悪化して外出できなくなつた方もいます。そうした事情を踏まえ、弁護士としては、判決後直ちに、厚労省に対し、控訴せず、直ちに二〇二三年八月以前の生活保護基準に戻すこと等を求める要請を行ったものの、残念ながら控訴がなされています。

引き続き、本件訴訟の内外で闘いが続いていきますので、今後ともご支援を賜りたくよろしくお願ひ致します。

入管法改悪の阻止に向けて

—入管法改悪をめぐる市民運動—

わたる
東京 高橋 済

1 はじめに

「入管法」改悪案は一度は廃案となりましたが、亡霊のように復活しようとしています。ウクライナ危機を理由にまさに火事場泥棒のように再提出が目論まれています。

本稿では昨年の廃案の経緯、再度の法案提出に向けた対応などについて述べていきます。

まず、今、政府が改悪しようとしている「入管法」の問題の本質は、意外と単純です。すなわち、入管法の現状、改正案を支えているものは、「外国人」ではなく、多数派、「国民」（日本国民）の側の意識です。その認識、意識をどうかえていくのかというところに事の本質があります。

戦後、私たちの多くが理論的にも感覚的にも、暗黙のうちに「人権」を「日本」国民」の人権として想定してきました。そのため、入管法はいまだ戦後直後の制定時の姿のまま、現行法もかなり酷いものです。例えば、外国人の身体拘束（収容）について、司法審査もなく、理由も在留資格がないことのみで身体拘束でき、さらに、収容の期限は無期限とされています。

これ以外にも、現行法は、在留資格の取得（在留特別許可、難民認定制度）など、入管に対する統制はなきに等しい状況にあります。

それにもかかわらず、政府は、入管法の（行政

（入管）に対する）規律密度を向上させるのではなく、二〇二二年二月十九日、入管法改正案（以下、「政府案」といいます）を閣議決定し、さらに外国人に対する支配を強化しようしました。

しかし、結果として、昨年五月十八日、いくつかの偶然が重なるとともに、若い世代も含めた市民社会の強い抵抗に遭い、政府案は事実上の廃案となりました。

もともと、諦めきれない入管は、今年にも再提出を予定しています。つまり、国会、市民社会、メディアを巻き込んだ、再度のたたかいが確実視されている状況です。

2 政府案（入管法改正案）とは何か？ （収容制度を中心に）

政府案は、現行法の原則収容主義、無期限収容、司法審査なしという前述の悪しき立法例をすべて堅持したものになっています。むしろ悪化している点もあります。

他方で、新たな身体解放制度として「監理措置制度」が予定されましたが、これも結局は入管が裁量的に身体解放する仕組みにすぎません。

この点も入管のメディア対策は巧妙であり、「監理措置制度」をさも新たな身体解放制度により長期収容問題が解消するなど、実際にはありえないことをメディアを使って報道させたのです。

3 廃案に至った経緯

前述のとおり、政府案は昨年五月一八日事実上の廃案となりましたが、廃案の決定的な要因となつたのは、二〇二二年三月六日、名古屋入管において、収容中にスリランカ人女性ウイシユマ・サングマリさんが亡くなった事件です。

当初は、中日新聞の小さな記事でしたが、やがて大手新聞なども度重なる収容中の自殺や餓死などの死亡事件の果てに起きたこの事件に関心を示しはじめました。

ウイシユマさんは、二〇二二年一月四日に仮放免許可（現行法の身体解放の許可）申請をし、同年二月一五日に不許可とされましたが、そもそも逃亡の危険もなく、なぜ彼女は収容されていなければならなかったのか、そのこと自体に大いに疑問があつた事案でした。

さらに、ウイシユマさんが同年二月一五日には飢餓状態に陥っていたにもかかわらず、漫然と適切な医療措置もとらず、それだけではなく医療の前提である解放もせず、最終的には三月六日には亡くなるまで、監禁（収容）して、死だけを待つてゐるかのような状況だったので。誰から見ても明らかに問題があつたにもかかわらず、看守から局長まで名古屋入管は必要な医療措置もせず、ただただ監禁（収容）していたのです。

このような経緯が次第にメディアや国会の追及で明らかになり、SNSなどで若い人たちが声をあげてくれました。

最終的には、この声が法案を廃案にする原動力となつたことは間違いありません。

4 従来の「国民」の人権の視点から漏れてきた「外国人」の人権

若い人たち、SNSなどの声と、従来の伝統的な人権には違いがありました。従来の伝統的な人権は、暗黙のうちに、「国民」を前提としたものでした。肌の色の黒い人、主張の強い人、という「異物」として「外国人」は、その想定された人権の外にあつたのだと思います。

これに対して、新しい人権感覚として、外国人であっても、在留資格が仮になくとも、同じ人等しく「人間」であるという前提が彼らにはあつたのではないかと推察します。ここに、ウイシユマさんに対する非人道的な、無期限の収容などはおかしいのではないか、在留資格がないだけでなんでもできるというのはおかしいという改正案の反対と結びついていったのだと思います。

5 最後に―再度の法案提出と「見せかけ」の難民保護の宣伝

このように、メディア、国会議員、さらに市民

社会、若い人たちまで、この問題に関心を示してくださつたことは本当にありがたいことです。

しかしながら、私たちは、権力側のメディアの使い方は極めて巧妙、かつ長けていることを認めなければなりません。公表前に記者クラブの記者たち（本記を書く記者になる）に事前レクをした（一方で報道時期に縛りをつける）、一社にリークしたり、都合の良い事実だけをつまみ食いの、リーク・公表する。また報道させるための入念な時期の調整、地道なレクなど彼らのやり方には学ばべきところすらあります。

廃案後、①野党が素晴らしい改正案を廃案にした、とりわけ難民に関し、②ウクライナ避難民は入管法改正案（いわゆる準難民制度）が成立していれば救済できた、③すでにミャンマー、アフガンスタンなどの難民保護を適切に行なっているなど、メディアを通して（事実とはかけ離れた）情報を拡散しています。

これに対して、声をあげられないことが多い当事者に代わって、メディアを通して社会に訴えかけていくことでしか、この少数者の人権に対する無理解という問題は解決しません。

今後ともメディアの方々とともに、人権課題を多くの人たちに伝え、その意識に一石を投じる。これができるよう尽力していきたいと思ひます。

技能実習制度の廃止に向けて

入管法をめぐるもう一つの課題

あいち 大坂 恭子

1 はじめに

入管法をめぐるっては、二〇二二年五月に廃案となった法案の再提出を警戒しなければならぬ情勢です。他方で、速やかに改正しなければならない点もあります。その一つが技能実習制度です。

技能実習制度については、二〇一七年一月に新たに技能実習法(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律)が施行されてから大きな法改正はありませんが、施行五年を迎え、七月二十九日、古川禎久前法相は、閣議後記者会見で「長年の課題を、歴史的決着に導きたい」として制度見直しのポイントを挙げました。その後、八月一〇日、葉梨康弘法相も初登庁後記者会見で、秋には有識者会議を持って検討を始める」と述べましたが、制度廃止については明言して

いません(八月二二日現在)。これまでのように制度の名目と実態が乖離したまま手直しをしてさらに受入れを拡大することがないよう制度廃止に向けた運動が今必要です。

2 技能実習制度の状況

技能実習生(以下「実習生」)は、二〇二〇年末時点で過去最多の四十一万人を記録しましたが、コロナ禍の入国制限の影響により、その後は人数が減少しました。

しかし、今年三月に入国制限が解除されてからは、七月までの五か月間ですでに約二十万人の実習生が来日しています。引き続き受入れ人数の増加が見込まれ、それだけ日本各地で実習生の労働力への期待が強いということです。

技能実習の対象職種は、法改正を経ずに頻繁に

更新されますが、現時点では、八六職種一五八作業(四月二五日時点)もあり、製造業、農業、漁業、建設、介護等、いずれも人手不足が深刻な産業分野です。これらの職種は、国が人手不足を補うために創設した在留資格「特定技能」の対象分野とほとんど重なっているのです。

また、技術を持ち帰るはずの実習生は、労働者受入れ制度である「特定技能」外国人に移行し易い仕組みとなっています。実際に、「特定技能」外国人の約八割が技能実習修了者であり、途上国への技術移転名目は破綻しているのです。この状況でも受入側は、「技能実習」、「特定技能」、「特定活動」とややこしい在留資格の議論をし、単純労働者は受け入れないなどと言いますが、現場で働く労働者の立場からすれば、いずれも働くための資格の一つにすぎず、違いは実感できません。

3 変わらぬ問題事例

それでも実習生である以上、依然として実習生は職場移転の自由を奪われています。労働者は三年間同じ職場に固定させることを正当化するの
は、唯一「人づくりによる途上国への技術移転」という名目があるからです。これにより、最低三年間は労働環境の改善も訴えることができない弱い立場に置かれ、毎年厚生労働省から、時給五〇〇



二〇二一年五月一六日の
名古屋での集会

円といった事案が報告されるという異常な状態が続いています。職場での暴行事件等、人権侵害事案も後を絶ちません。出入国在留管理庁は、今年初めて

実習生の来日前借金について調査を行いました。その調査結果でも実習生の過半数が来日前に平均約五五万円の借金をしています。実習生は、借金返済のために働かざるを得ず、やはり弱い立場に置かれているのです。

4 コロナ禍の技能実習制度

コロナ禍は、技能実習制度の矛盾を鮮明にしました。二〇二〇年四月以降、外国人の入国制限措置がとられ、各地で、農産物が収穫できない、漁業の操業遅れ、建設現場で受注制限等、人手不足の悲鳴が上がり、制度の名目はどこへという報道が相次いだのです。

日本にいた実習生も困難に直面しました。飛行機が飛ばない、高額でチケットが買えない、でも就労許可がない、給付金も受けられないという実習生が大勢いました。出入国在留管理庁は、特例措置により就労制限を緩和しましたが、それに上手く適合せず、寺院等に身を寄せて窮状をしのいだ実習生も多数いました。

一方では、人手不足が深刻であるのに、労働者と職場を柔軟にマッチングできないのです。技術移転の美名のもとに、働き盛りの外国人を短期間だけ受け入れて雇用の調整弁とする都合のよい制度は、限界があるということです。

5 今後に向けて

日弁連は、二〇二一年以降、技能実習制度廃止を求める意見を繰り返し出してきました。直近では、四月一五日、「技能実習制度の廃止と特定技能制度の改革に関する意見書」を出し、速やかに制度廃止を行い、労働者としての権利を認めただで「定住化」支援をする必要があることも訴えています。日経新聞は、八月一日、「技能実習は廃止し特定技能に一本化せよ」という社説で、結論として日弁連意見と近い意見を出しました。その背後には、外国人が安心して暮らせる環境を整えなければ、人材獲得競争に負けてしまうという危機感もあるのです。もちろん技能実習制度を廃止すれば、外国人労働者の問題がすべて解決するというわけにはいきません。在留資格の安定した日系人労働者も問題をかかえていますし、ブローカーの取締等、残る課題も多々あります。しかし、名目と実態が乖離し、その名目のせいで問題事例が後を絶たない制度は、廃止しかありません。

私たちは、二〇一七年の技能実習法成立の時期から、実習生と一緒に国会へ行き、労働者自身がメディアの前に立つことが増えました。この時期から、投票権のない外国人の権利に関する運動が注目を集め始めたと思っています。それは、昨年の退去強制対象者等に関する入管法改悪に対する

運動にもつながっています。

愛知では、昨年の入管法改悪に対する運動でも、大規模なデモ等の準備が困難でしたが、小さい街宣、集会でもその場に駆けつけた方のSNS

への投稿により、瞬く間にその様子が拡散されるのを体感しました。集会に何人集まるかよりも、どれだけ多くの人に見てもらえるかが意味を持つと感じ、カラフルなプラカード、写真撮影の時間、

拡散のお願いを重視しました。そして、投票権がある、無いかかわらず、「拡散」に参加してもらえるのも重要です。今後も新しい運動の仕方を勉強して行きたいと思っています。

発出された。同宣言の概略は、以下のとおりである。

(1) 核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組みの必要性

宣言第三項は「法的拘束力のある核兵器禁止の確立は、核兵器のない世界の達成および維持に必要な不可逆的で検証可能かつ透明な核兵器の廃絶に向けた基本的なステップであり、したがって、国際連合憲章の目的および原則の実現にむけたものである。」として、「核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組み」の必要性に言及している。

(2) 壊滅的な人道上の結末と被害者支援・環境被害修復の必要性

宣言第三項は「核兵器がもたらす壊滅的な人道上の結末は、適切に対処することができず、国境を越え、人間の生存と幸福に重大な影響を与え、生命権の尊重と相容れないものである。」とした上、「壊滅的な結末は、破壊、死、移住をもたらすだけでなく、環境、社会経済的持続可能な開発、世界経済、食料安全保障、現在および将来の世代の健康に長期にわたる深刻な損害を与える」ことを



三重支部

核兵器禁止条約第一回締約国会議の 成果と今後の課題

三重 森 一恵



一 核兵器禁止条約第一回締約国会議の開催

二〇二二年六月二日から三日にかけて、オーストリアのウィーンで、核兵器禁止条約第一回締約国会議が開催された。締約国六五カ国中四九カ国とオブザーバーとして三四カ国が参加した。国連加盟国一九三カ国の四三%、禁止条約採択時の賛成国二二カ国の六八%の参加であった。

オブザーバー参加した国は、ドイツ・ベルギー・オランダ・ノルウェー、オーストラリア等であった。日本からは日本原水爆被害者団体協議会（被団

協）、原水爆禁止日本協議会（原水協）、原水爆禁止日本国民会議（原水禁）、日本反核法律家協会等の市民団体・法律家団体や、広島・長崎の両市長が参加した。残念ながら日本政府は、唯一の戦争被害国であるにも関わらず、核兵器保有国が一人参加していないこと等を理由にオブザーバー参加すらしなかった。

二 核兵器禁止条約第一回締約国会議の成果

核兵器禁止条約第一回締約国会議では、ウィーン宣言「核兵器のない世界へのコミットメント」が

懸念している。その上で宣言第三項は「すべての国は、国際法および二国間協定に基づくそれぞれの義務に従って、核軍縮を達成し、あらゆる側面で核兵器の拡散を防止し、核兵器の使用または使用の威嚇を防止し、核武装国の過去の使用および実験によって生じた被害者を支援し、被害を救済し、環境被害を修復する責任を共有している。」として、被害者支援と環境被害修復の必要性に言及している。

(3) 核兵器使用・使用の威嚇の違法性と核抑止論の否定

宣言第四項は「核兵器のいかなる使用または使用の威嚇も、国際連合憲章を含む国際法の違反であることを強調する。我々は、明示的であろうと暗黙的であろうと、またいかなる状況下であろうと、あらゆる核の威嚇を明確に非難する。」として、核兵器使用・使用の威嚇が国際法に違反することを規定し、非難している。その上で宣言第五項は「核兵器は、平和と安全を維持するどころか、強制、脅迫、緊張の高まりにつながる政策の道具として使われている。核抑止論は、核兵器が実際に使用されるといふ威嚇、すなわち無数の生命、社会、国家を破壊し、地球規模の壊滅的な結末をもたらす危険性に基づいており、その誤りをこれまで以上に浮き彫りにするものである。我々は、核兵器が完全に廃絶されるまで、すべての核武装

国がいかなる状況下でも核兵器を使用し、使用の威嚇をしないことを主張する。」として核抑止論を明確に否定している。

(4) 核兵器禁止条約と核不拡散条約(NPT)との相互補完性の相互補完性

宣言第二二項は「我々は、条約外の国とも協力する。核不拡散条約(NPT)を軍縮・不拡散体制の礎石と認識し、それを損なう恐れのある威嚇や行動を遺憾とする。NPTの約束を完全に守る締約国として、我々は、本条約とNPTの補完性を再確認する。」「我々は、核軍拡競争の停止および核軍縮に関連する必要かつ効果的な措置として、核兵器の包括的な法的禁止を発効させたことにより、NPT第六条の実施を前進させたことを喜ばしく思う。」「我々は、全てのNPT締約国に対し、第六条の義務およびNPT再検討会議において合意された行動および約束を完全に実施するための努力を再活性化することを求める。我々は、共通の目的を達成するため、全てのNPT締約国と建設的に協力するとの約束を改めて表明する。」として、核兵器禁止条約とNPTは相互補完関係にあつて、矛盾抵触するものではないことを再確認している。

三 今後の課題

二〇二二年二月二四日以降のロシアによるウク

ライナへの軍事侵攻や核兵器使用の威嚇を契機に、世界において、核兵器使用の現実的リスクが高まりつつある。日本国内においても、核兵器共有論や非核三原則の見直しによる核抑止を肯定する議論など、「核兵器のない世界の達成と維持」に反する動向が見受けられる。

核兵器の使用は、現在、将来の世代にわたり壊滅的な人道上の結末をもたらすのであり、人類と核は共存できない。NPTと核兵器禁止条約とは相互補完関係にあつて、矛盾抵触するものではないことが核兵器禁止条約第一回締約国会議において再確認され、また核抑止論が明確に否定されている以上、核兵器保有国や日本を含む核兵器依存国は、早期に核兵器禁止条約に署名・批准すべきである。

さらに核兵器禁止条約と相互補完関係にある、NPT第六条に基づき、核兵器保有国や核兵器依存国の参加を前提とする「核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組み」の早期の確立がなされるべきである。

核兵器保有国や日本を含む核兵器依存国が、核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器保有国や核兵器依存国の参加を前提とする「核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組み」の確立がなされることを願い、本論考を終りにさせていただく。

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第3回（冬）

12月2日（金）～3日（土） 三重

*第4回（春）

2023年

3月10日（金）～11日（土） 広島

【第54回定時総会】

2023年

6月24日（土）～25日（日） 熊本

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

10月4日（火）10時半～

【広報委員会】

10月25日（火）18時～

改憲問題対策法律家6団体連絡会、
市民と共同の取り組みについて

○改憲問題対策法律家6団体連絡会は、8月10日、安倍元首相の『国葬』に反対する実行委員会主催の記者会見に出席（実行委員会は8月6日に45団体が参加して結成）。

この会見では、安倍元首相の国葬の強行は民主主義の破壊だとして、反対運動が提起されました。

○8月22日、9条改憲NO! 全国市民アクションと戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会との共催企画、秋のたたかい8・22キックオフ集会では、「憲法と国葬、歴史的に検証する」（山田朗さん・明治大学教授）、「安倍政治とは何だったのか」（山口二郎さん・法政大学教授）の講演などがありました（詳細は、下記リンク）。

〈動画〉

<https://youtu.be/ySCLDWACKi0>

○その後、8月23日に開始された『安倍元首相の「国葬」中止を求めます』ネット署名に、現在、多くの署名が集まっています。

〈ネット署名〉

<https://www.change.org/kokusouhantai>



※最新の取り組みなどは、戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会 (<http://sogakari.com/>) のホームページをご参照下さい。

編集後記

▼里親をやっているの
で、時々里親研修という
のを受ける。そこでは、
被虐待児など、養育が難
しい子どもとどのように
接したらいいかといった問題を学ぶ。例え
ば、子どもがしてほしくない行動をした、
あるいはしてほしい行動をしないうときどう
するか。褒める、代案の提示、静かに穏や
かに話す、理解を示す、落ち着くなどが望
ましく、否定する、怒鳴る叩く、嫌み、脅
す、罰を与える、なじるなどはよくないと
いう（児童相談所長が提案した「機中八策」
参照）。▼おいおい、これって、最近各国の
外交でやっていることに全部当てはまるね。
コミュニケーションを取りにくい国に、して
ほしくない、してほしいことを伝える手段
として、やってはいけないことばかりだね。
全然いうこと聞きたくなくなるよね。戦争
なんか最悪の方法だね。▼いったい人類は、
いつになったら子どもから大人になるのだろ
う。各国指導者を集めて里親研修を受けさ
せたら、いくらか世界は平和になるだろう
か。

（町田正裕）